

主 文

被告人を拘禁刑1年に処する。

この裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、医療等の用途以外の用途で、令和7年12月16日頃、広島市a区bc番d号eにおいて、指定薬物であるエチル＝1－（1－フェニルエチル）－1H－イミダゾール－5－カルボキシラート（通称エトミデート）若干量を加熱し気化させて吸引し、もって医療等の用途以外の用途に指定薬物を使用した。

(証拠の標目)

省略

(法令の適用)

罰 条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律84条28号、76条の4

刑 種 の 選 択 拘禁刑

刑 の 執 行 猶 予 刑法25条1項

(量刑の理由)

本件は、被告人が指定薬物を医療等の用途以外の用途に使用した事案である。被告人は、使用後によく眠れるという動機から安易に指定薬物を使用した。また、被告人は、当初は違法な指定薬物であるとの認識はなかったものの、指定薬物であることを認識した後も使用を継続し、一日に複数回使用することもあるなど、指定薬物に対する親和性が認められる。そうすると、被告人は、相応の刑事責任を負う。

他方、被告人には前科がないこと、被告人が本件犯行を認め、今後は指定薬物を使用しない旨述べるなど反省の態度を示していることも認められる。以上の事情を勘案し、被告人を主文記載の拘禁刑に処した上、その執行を猶予するのが相当であると判断した。

(求刑 拘禁刑1年)

令和8年5月15日

広島地方裁判所刑事第2部

裁判官 井 上 寛 基